

2024年度の作業停止計画調整における 各期日について

2024年2月28日

電力広域的運営推進機関

- 業務規程第11章別表11-2に基づき、2024年度の当機関へ提出する作業停止計画の具体的な提出期日および当機関が承認する作業停止計画の具体的な期日を定めましたので、お知らせいたします。

添付資料1：2024年度 作業停止計画関連スケジュール

添付資料2：2025年4月・5月分の月間作業停止計画の提出について

○連絡・問合せ先：運用部 sagyouteishi@occto.or.jp

2024年度 作業停止計画関連スケジュール

【月間計画】

【年間計画】

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1(月)	【5~6月分】 特設設備原案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	1(水)	【6~7月分】 特設設備原案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	1(土)		1(月)	【8~9月分】 広域連系系統等原案提出期日 提出先：広域機関	1(水)	【9~10月分】 広域連系系統等原案提出期日 提出先：広域機関	1(日)		1(火)	【11~12月分】 広域連系系統等原案提出期日 提出先：広域機関	1(金)	【12~1月分】 広域連系系統等原案提出期日 提出先：広域機関	1(日)		1(水)	年末年始休業日	1(土)		1(土)	
2(火)	【5~6月分】 広域連系系統等原案提出期日 提出先：広域機関	2(木)	【6~7月分】 特設設備原案提出期日 提出先：広域機関	2(日)		2(火)	【8~9月分】 広域連系系統等原案共有	2(金)	【9~10月分】 広域連系系統等原案共有	2(月)	【10~11月分】 特設設備原案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	2(水)	【11~12月分】 広域連系系統等原案共有	2(土)		2(月)	【1~2月分】 特設設備原案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	2(木)	年末年始休業日	2(日)		2(日)	
3(水)	【5~6月分】 広域連系系統等原案共有	3(金)		3(月)	【7~8月分】 特設設備原案提出期日 提出先：広域機関	3(水)		3(土)		3(火)	【10~11月分】 広域連系系統等原案提出期日 提出先：広域機関	3(木)		3(日)		3(火)	【1~2月分】 広域連系系統等原案提出期日 提出先：広域機関	3(金)	年末年始休業日	3(月)	【3~4月分】 広域連系系統等原案共有	3(月)	【4~5月分】 広域連系系統等原案提出期日 提出先：広域機関
4(木)		4(土)		4(火)	【7~8月分】 広域連系系統等原案共有	4(水)		4(日)		4(水)	【10~11月分】 広域連系系統等原案共有	4(金)		4(月)		4(水)	【1~2月分】 広域連系系統等原案共有	4(土)		4(火)		4(火)	【4~5月分】 広域連系系統等原案共有
5(金)		5(日)		5(水)		5(金)	【8~9月分】 特設設備原案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	5(月)		5(木)		5(土)		5(火)	【12~1月分】 広域連系系統等原案共有	5(木)		5(日)		5(水)		5(水)	【25~26年度分】 特設設備原案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者
6(土)		6(月)		6(木)		6(土)		6(火)		6(金)	【10~11月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	6(日)		6(水)		6(金)		6(月)	【2~3月分】 広域連系系統等原案共有	6(木)		6(木)	【25~26年度分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者
7(日)		7(火)	【6~7月分】 広域連系系統等原案共有	7(金)	【7~8月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	7(日)		7(水)	【9~10月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	7(土)		7(月)	【11~12月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	7(火)	【12~1月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	7(土)		7(火)		7(金)		7(金)	【25~26年度分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関
8(月)	【5~6月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	8(水)	【6~7月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	8(土)		8(月)	【8~9月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関	8(木)	【9~10月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関	8(日)		8(火)	【11~12月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関	8(金)	【12~1月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関	8(土)		8(水)	【2~3月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	8(土)		8(土)	【25~26年度分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者
9(火)	【5~6月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関	9(木)	【6~7月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関	9(日)		9(火)	【8~9月分】 広域連系系統等調整案共有	9(金)	【9~10月分】 広域連系系統等調整案共有	9(月)	【10~11月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関	9(水)	【11~12月分】 広域連系系統等調整案共有	9(土)		9(月)	【1~2月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	9(火)		9(金)		9(日)	【25~26年度分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関
10(水)	【5~6月分】 広域連系系統等調整案共有	10(金)	【6~7月分】 広域連系系統等調整案共有	10(月)	【7~8月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関	10(水)		10(土)		10(火)	【10~11月分】 広域連系系統等調整案共有	10(木)		10(日)		10(火)	【1~2月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関	10(金)		10(月)	【2~3月分】 広域連系系統等調整案共有	10(月)	【4~5月分】 広域連系系統等調整案共有
11(木)		11(土)		11(火)	【7~8月分】 広域連系系統等調整案共有	11(水)	【8~9月分】 広域機関での調整申出期日	11(日)		11(火)		11(金)	【11~12月分】 広域機関での調整申出期日	11(月)	【12~1月分】 広域連系系統等調整案共有	11(土)		11(水)		11(土)		11(水)	
12(金)	【5~6月分】 広域機関での調整申出期日	12(日)		12(水)		12(金)		12(月)	【10~11月分】 広域機関での調整申出期日	12(火)		12(木)		12(日)		12(火)		12(水)		12(土)		12(水)	
13(土)		13(月)	【6~7月分】 広域機関での調整申出期日	13(木)	【7~8月分】 広域機関での調整申出期日	13(土)		13(火)	【9~10月分】 広域機関での調整申出期日	13(金)		13(日)		13(水)	【12~1月分】 広域機関での調整申出期日	13(土)		13(月)		13(木)		13(土)	
14(日)		14(火)		14(金)		14(日)		14(水)		14(土)		14(月)		14(木)		14(火)		14(土)	【2~3月分】 広域機関での調整申出期日	14(金)		14(金)	【4~5月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者
15(月)		15(水)	【6~7月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	15(土)		15(月)		15(木)	【9~10月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	15(日)		15(火)	【11~12月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	15(金)	【12~1月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	15(土)		15(水)	【2~3月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	15(土)		15(土)	
16(火)	【5~6月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	16(木)	【6~7月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関	16(日)		16(火)	【8~9月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	16(金)	【9~10月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関	16(月)		16(水)	【11~12月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関	16(土)	【12~1月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関	16(日)		16(火)	【2~3月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関	16(木)		16(日)	
17(水)	【5~6月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関	17(金)	【6月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	17(月)	【7~8月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	17(水)	【8~9月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関	17(土)		17(火)	【10~11月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	17(木)	【11月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	17(日)	【12~1月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	17(火)		17(金)	【2~3月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	17(土)	【3~4月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	17(月)	【4~5月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関
18(木)	【5月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	18(土)	【7~8月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関	18(火)		18(木)	【8月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	18(日)		18(水)	【10~11月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関	18(金)	【11月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	18(月)	【12~1月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関	18(火)		18(土)	【2~3月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関	18(日)		18(日)	【25~26年度分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者
19(金)	【5月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	19(日)	【7月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	19(水)		19(金)	【8月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	19(土)	【9月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	19(月)	【10月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	19(水)	【11月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	19(土)	【12月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	19(日)		19(火)	【2~3月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	19(木)		19(木)	【25~26年度分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者
20(土)	【5月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	20(月)	【6月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	20(水)	【7月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	20(土)	【8月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	20(日)	【9月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	20(火)	【10月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	20(木)	【11月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	20(日)	【12月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	20(火)		20(金)	【2~3月分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	20(土)	【3月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	20(月)	【4月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者
21(日)		21(火)		21(金)		21(月)		21(水)		21(土)		21(日)		21(火)		21(土)		21(月)		21(木)		21(土)	
22(月)		22(水)		22(土)		22(火)		22(日)		22(火)		22(日)		22(水)		22(土)		22(月)		22(木)		22(土)	
23(火)		23(木)		23(日)		23(水)		23(金)		23(月)		23(火)		23(土)		23(火)		23(月)		23(木)		23(土)	
24(水)		24(金)		24(月)		24(木)		24(土)		24(火)		24(日)		24(水)		24(土)		24(月)		24(木)		24(土)	
25(木)		25(土)		25(火)		25(水)		25(金)		25(月)		25(火)		25(土)		25(火)		25(月)		25(木)		25(土)	
26(金)		26(日)		26(水)		26(金)		26(月)		26(木)		26(土)		26(日)		26(水)		26(土)		26(火)		26(金)	
27(土)		27(月)		27(木)		27(火)		27(日)		27(金)		27(月)		27(火)		27(土)		27(月)		27(木)		27(土)	
28(日)		28(火)		28(金)	【8~9月分】 特設設備原案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	28(月)		28(水)		28(土)		28(日)		28(火)		28(土)		28(月)		28(木)		28(土)	【4~5月分】 特設設備原案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者
29(月)		29(水)		29(日)		29(火)		29(木)		29(日)		29(火)		29(土)		29(月)		29(水)		29(金)		29(土)	
30(火)		30(木)		30(月)		30(水)		30(金)		30(日)	【11~12月分】 特設設備原案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	30(火)		30(土)		30(月)		30(水)	年末年始休業日	30(金)		30(日)	
		31(金)	【7~8月分】 特設設備原案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者			31(土)	【9~10月分】 特設設備原案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	31(日)		31(月)		31(火)	【12~1月分】 特設設備原案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者			31(水)		31(土)	年末年始休業日	31(日)	【3~4月分】 特設設備原案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	31(月)	

日付	項目
2024/10/24 (木)	【25~26年度分】 特設設備原案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電
2024/10/25 (金)	【25~26年度分】 広域連系系統等原案提出期日 提出先：広域機関
2024/11/7 (木)	【25~26年度分】 広域連系系統等原案共有
2024/12/20 (金)	【25~26年度分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関⇒一般送配電
2024/12/23 (月)	【25~26年度分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関
2025/1/14 (火)	【25~26年度分】 広域連系系統等調整案共有
2025/1/24 (金)	【25~26年度分】 広域機関での調整案提出期日 提出先：広域機関
2025/2/10 (月)	【25~26年度分】 特設設備調整案提出期日 提出先：広域機関 広域機関⇒一般送配電
2025/2/12 (水)	【25~26年度分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先：広域機関
2025年2月下旬 ※	【25~26年度分】 広域連系系統等調整案共有 (広域機関の承認)
2025/03/01 (土)	【25~26年度分】 広域連系系統等調整案共有 (公表)

※ 広域機関理事会のスケジュールにより変動あり

※1 3月分、4月分の提出の取扱いについては添付資料2のとおり
 ※2 4月分、5月分の提出の取扱いについては添付資料2のとおり
 ※3 需給調整市場（三次調整力）における入札受付開始、系統抑制通知期限であり、作業停止計画の承認日はこの日より前に設定する必要がある。

- 2025年4月・5月分の月間作業停止計画の提出については、2025・2026年度分の年間作業停止計画の共有（公表）が2025年3月1日であり、該当月の月間作業停止計画の提出に間に合わないことから、以下のとおりとします。

[]は提出期日

	3月・4月分（2月提出）						4月・5月分（3月提出）※1	
	発電設備			広域連系系統等			発電設備	広域連系系統等
	原案 [1/30]	調整案 [2/5]	最終案 [2/17]	原案 [1/31]	調整案 [2/6]	最終案 [2/18]	原案 [2/28]	原案 [3/3]
3月分	通常どおり			通常どおり			/	
4月分	年間作業停止計画（共有前）の4月分を月間計画とみなし、 <u>広域機関にて複写するため、提出不要</u>			同左			年間作業停止計画共有(3/1)後、当日中に広域機関にて該当月分を月間計画として複写するため、 <u>提出不要</u>	左記のとおり広域機関にて対応するため、 <u>提出不要</u>
5月分	/			/			同上	同上

※1 調整案以降は通常どおり提出